

1 住民票・戸籍など



住民票・戸籍



■受付窓口

本庁市民課では、ワンストップ窓口サービスを行っています。

ワンストップ窓口とは、市民課で行っている住民異動届、戸籍届(出生・婚姻など)などの手続きに伴って必要となる「国民健康保険」・「福祉関係」などの手続きを一緒に行うことができる窓口のことです。

受付窓口		所在地・電話番号	業務内容	時間
本庁	市民課	山下町11-1 ☎ 224-1111(代表) FAX 224-8959		
	各支所			
	谷山支所市民課	谷山中央4丁目4927 ☎ 269-2111 FAX 260-4411	<ul style="list-style-type: none"> ●住民異動の届け出 ●戸籍の届け出 ●住民票の写しなど ●戸籍、除籍謄抄本など ●戸籍の附票の写し ●身分証明書 ●受理証明書 ●公的年金の現況証明 ●広域交付住民票 (市外に住所がある人の住民票) ●印鑑登録、印鑑登録証明書 ●マイナンバーカード (個人番号カード)交付 	開庁日の 8時30分～17時15分
	伊敷支所総務市民課	伊敷5丁目15-1 ☎ 229-2111 FAX 229-6894		
	吉野支所総務市民課	吉野町3256-3 ☎ 244-7111 FAX 243-0816		
	吉田支所総務市民課	本城町1696 ☎ 294-2211 FAX 294-3352		
	桜島支所 桜島総務市民課	桜島藤野町1439 ☎ 293-2345 FAX 293-3744		
	東桜島総務市民課	東桜島町863-1 ☎ 221-2111 FAX 221-2113		
	喜入支所総務市民課	喜入町7000 ☎ 345-1111 FAX 345-2600		
	松元支所総務市民課	上谷口町2883 ☎ 278-2111 FAX 278-4097		
	郡山支所総務市民課	郡山町141 ☎ 298-2111 FAX 298-2916		
ス市 テ民 ーサ ーシ ョビ ンス	鴨池市民サービス ステーション	イオン鹿児島鴨池店2階西側 (郡元電停側) ☎ 250-7595	<ul style="list-style-type: none"> ●住民票の写しなど ●戸籍、除籍謄抄本など ●戸籍の附票の写し ●身分証明書 ●受理証明書 ●公的年金の現況証明 ●印鑑登録証明書 	10時～18時30分 (水曜日、12月29日～ 1月3日を除く) ※戸籍の証明は、 17時15分以降と 土・日曜、祝日は 受け付けのみ
	鹿児島中央駅市民 サービスステーション	鹿児島中央駅西口1階 (出逢い杉前) ☎ 285-5502		
住民票写し等 申請受付ボックス		本庁、谷山・伊敷・吉野の各支所 及び東桜島合同庁舎に設置	<ul style="list-style-type: none"> ●住民票の写し、証明 ●戸籍全部事項証明(謄本) ●戸籍個人事項証明(抄本) 	いつでも申請可 (受け取りは郵便か窓口)
郵便申請		申請書は市ホームページから ダウンロードできます	<ul style="list-style-type: none"> ●住民票の写し、証明 ●戸籍、除籍謄抄本など ●戸籍の附票の写し ●公的年金の現況証明 	

1 住民票・戸籍など

戸籍の届け出

[市民課] ☎ 216-1221 (FAX) 224-8959 各支所の市民課・総務市民課(市民サービスステーションでは手続きできません)

受付窓口		<input checked="" type="checkbox"/> 出かける前に確認を	届出期間等
出生届	<input type="checkbox"/> 出生届書(出生証明書のあるもの)1通 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 母子手帳 <input type="checkbox"/> 国民健康保険証(加入者のみ)		生まれた日を含めて14日以内
死亡届	<input type="checkbox"/> 死亡届書(死亡診断書か死体検案書のあるもの)1通 <input type="checkbox"/> 印鑑		死亡を知った日から7日以内
婚姻届	<input type="checkbox"/> 婚姻届書1通(未成年のときは父母の同意書も必要) <input type="checkbox"/> 印鑑(夫・妻双方のもの) <input type="checkbox"/> 戸籍の全部事項証明書1通(本籍地が本市でない人) <small>※窓口に来る人の本人確認書類(運転免許証など)</small>		届け出た日から効力発生
離婚届	協議離婚 <input type="checkbox"/> 離婚届書1通 <input type="checkbox"/> 印鑑(夫・妻双方のもの) <input type="checkbox"/> 戸籍の全部事項証明書1通(本籍地が本市でない人) <small>※窓口に来る人の本人確認書類(運転免許証など)</small>		届け出た日から効力発生
	裁判離婚 <input type="checkbox"/> 離婚届書1通 <input type="checkbox"/> 印鑑(申立人か訴え提起者のもの) <input type="checkbox"/> 戸籍の全部事項証明書1通(本籍地が本市でない人) <input type="checkbox"/> 調停調書などの謄本か審判書または判決の謄本と確定証明書		調停成立または 裁判確定の日から10日以内
転籍届	<input type="checkbox"/> 転籍届書1通 <input type="checkbox"/> 印鑑(夫婦のときは夫・妻双方のもの) <input type="checkbox"/> 戸籍の全部事項証明書1通(鹿児島市内間で転籍するときは不要)		届け出た日から効力発生

・休日や業務時間外でも受け付けできます。住所異動があるときは、後日、開庁時間中に住民異動届が必要で

印鑑登録

[市民課] ☎ 216-1221 (FAX) 224-8959 各支所の市民課・総務市民課(市民サービスステーションでは手続きできません)

必要なもの	<input checked="" type="checkbox"/> 出かける前に確認を	処理期間
<input type="checkbox"/> 登録する印鑑 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <small>運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(個人番号カード)、顔写真付きの住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、官公署が発行している顔写真付きの免許証など</small> <input type="checkbox"/> 保証書 <small>本人確認書類がないときは、本市で印鑑登録している人に本人であることを保証してもらう方法で登録できます</small>		<ul style="list-style-type: none"> ● 届け出日に登録できます ● 印鑑登録証明書も同時に取れます
◎上記の本人確認書類、保証書がないときは登録する印鑑を持参してください。登録申請後、照会書を自宅に郵送します		<ul style="list-style-type: none"> ● 登録に数日必要 印鑑登録証明書は登録後に取れます

・本人が来庁して手続きしてください。登録手数料は300円です

各種証明書

[市民課] ☎ 216-1218 FAX 224-8959 各支所の市民課・総務市民課

種類	手数料	必要なもの	<input checked="" type="checkbox"/> 出かける前に確認を
住民票の写し	1通 300円		
住民票記載事項証明書	1通 300円		
戸籍全部事項証明書(謄本)※ 戸籍個人事項証明書(抄本)※	1通 450円	<input type="checkbox"/> 窓口に来る人の本人確認書類(運転免許証など)	
除籍全部事項証明書(謄本)※ 除籍個人事項証明書(抄本)※	1通 750円	<input type="checkbox"/> 委任状(代理人が来庁のとき)	
戸籍の附票の写し※	1通 300円	<input type="checkbox"/> 印鑑 (窓口に来る人が署名するときは押印省略できます)	
身分証明書※	1件 300円		
受理証明書	1通 350円		
広域交付住民票(市外に住所がある人の住民票) 市民サービスステーションを除く	1通 300円	<input type="checkbox"/> 官公署が発行している顔写真付き免許証など (現住所が記載されているもの)	
印鑑登録証明書	1件 300円	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証(カード)かマイナンバーカード ※マイナンバーカードは本人が窓口に来る場合に限る <input type="checkbox"/> 窓口に来る人の本人確認書類(運転免許証など) <input type="checkbox"/> 印鑑(窓口に来る人が署名するときは押印を省略できます)	

※は本市に本籍がある人のみ

住民票の写しなどの証明書のコンビニ交付

[市民課] ☎ 216-1221 FAX 224-8959

全国のコンビニエンスストアなどで住民票の写しなどの証明書の交付を受けることができます。このサービスを利用するためには、マイナンバーカード(個人番号カード)が必要です。

交付できる証明書

- ① 住民票の写し ② 印鑑登録証明書 ③ 所得額証明書(現年度分を含め4年分)
- ④ 課税額証明書(現年度分を含め4年分) ⑤ 所得額・課税額証明書(現年度分を含め4年分)
- ⑥ 市民税・県民税納税証明書(現年度分を含め4年分) ⑦ 戸籍全部事項証明書(謄本)
- ⑧ 戸籍個人事項証明書(抄本) ⑨ 戸籍の附票の写し ※⑦～⑨は本市に本籍がある人のみ

マイナンバーカード(個人番号カード)

[市民課] ☎ 216-1221 FAX 224-8959 各支所の市民課・総務市民課

行政手続きで個人番号を必要とするときに、カード1枚で「本人確認」と「個人番号の確認」を行う証明書として利用できるほか、e-Taxやコンビニ交付などにも利用できます。

